

県営住宅の入居者募集要領【令和8年8月統一募集】

〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎4階
大町建設事務所 整備・建築課 建築係
TEL:0261-23-6524 FAX:0261-23-6532

募集日程

入居申込書 受付期間	8月17日(月)～8月28日(金) 受付時間: 9時00分～16時30分(平日) 土日祝日は受付を行いません 最終日 28日(金)は、17時15分まで受付します。 <u>※郵送の場合は、28日(金)必着となります。</u>	大町合同庁舎4階 大町建設事務所 整備・建築課 建築係内 ※申込書を郵送又は持参願います。
抽 選 会	9月10日(木)(受付時間にご注意下さい) <u>13時30分～: 社団地</u> <u>14時00分～: 常盤上一団地</u> <u>15時00分～: 松川団地</u> (入居申込者が集中した場合は時間がかかる ことをご了承願います。)	大町合同庁舎 4階401会議室
鍵 渡 し	9月18日(金)～9月30日(水) ※土日祝日を除く	大町合同庁舎 4 階 大町建設事務所 整備・建築課内
	○ 関係書類の提出(入居誓約書等) ○ 敷金納入(家賃3ヶ月分)の確認	
入居指定日	令和8年10月1日(木)	この日から家賃がかかります。

※入居の申し込みは1世帯で1つの団地の1つの構造・間取り限りとなります。(部屋ごとに抽選を行います)

県内他所でも公募しておりますが、申込は全県で1箇所のみとなります。

※郵送による申し込みも受け付けますので、ご不明な点は当係にお問い合わせください。

※申し込んだ後、やむを得ない事情等で辞退する場合は、速やかにその旨を連絡願います(特に、抽選前の抽選対象者、当選者)。

※申し込んだ住宅に申込者が複数人いる場合、抽選となります。

※抽選となった場合、申込順位の早い者からくじを引くこととなります。

抽選の当日のうちに抽選の対象者(申込者が直接、抽選に臨んだ場合を除く)にその結果を電話連絡します。

(当選者(第1順位)から抽選結果順位に従って連絡予定)が、その際にこちらからの電話に出られなかった方におかれましては、当日(17:15までに)のうちに結果について当係にお問い合わせください。

また、抽選会後に当選者には入居説明のため、来所していただきますので、ご承知おきください。

入居申込み資格

- (1) 一定の基準以下の所得であること。(一般世帯及び裁量世帯の区分があります。収入基準早見表参照)
- (2) 現に同居する、または同居しようとする親族があること。(婚姻予定者を含む。ただし間取りにより単身でも入居できる場合があります。)
- (3) 現に住宅に困窮していること。(申込者・同居者名義の持ち家がない等)
- (4) 暴力団員でないこと。(申込者・同居者が暴力団員でないことを警察機関あて照会します。)

公募する県営住宅

所在	団地名	建設年度	構造	規模	家賃 第1階層～第6階層	備 考
大町市	社	S 63	中耐	3 D K Y	18,600 ～ 36,600	単身可 Y1-205 (2階)
		H 1		3 D K Y	18,800 ～ 36,900	単身可 Y2-206 (2階)
		H 1		3 D K Y	17,100 ～ 33,600	単身可 Y3-301 (3階)
	常盤上一 E V付	R 2	中耐	2 D K Y	20,500 ～ 40,200	単身可 2-302 (3階)
松川村	松川	H 8	中耐	3 D K Y	22,200 ～ 43,700	単身不可 M1-206 (2階)
		H 8	中耐	3 D K Y	22,200 ～ 43,700	単身不可 M1-301 (3階)

※ E V : エレベーター

- 家賃については同じ部屋でも世帯構成や所得によって家賃が異なります。また、毎年の収入申告に基づいて家賃を算定するため、家賃額は毎年変わります。
- 犬猫などペットの飼育、餌やりは禁止です。(盲導犬等を除く。)
- 内覧会はありません。
- 駐車場は原則として1戸あたり1台となります。

社 団 地 : 1,000 円/月
 常盤上一団地 : 1,500 円/月
 松 川 団 地 : 1,500 円/月
- ホームページで県営住宅の外観などをご覧ください。
- 草刈り、雪かき他、団地の自治活動に協力してください。

長野県 県営団地

検 索

各種世帯の取扱い

世帯の区分	裁量世帯※1	優先入居※2	単身入居※3	減免対象※4
心身障がい者世帯(身体障がい 1～4 級、精神障がい 1～2 級、知的障がい A1,A2,B1)、引揚者世帯、戦傷病者世帯	○	○	○	○
心身障がい者世帯(精神障がい 3 級、知的障がい B2)			○	
原子爆弾被害者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯	○		○	
老人世帯(60 歳以上又は 18 歳未満の者のみの世帯)	○	○	○	○
子育て世帯(同居者に中学校卒業までの子のいる世帯)	○	○		
母子(父子)世帯		○		○
寡夫世帯、多子世帯(※5)、中国残留邦人等世帯		○		
生活保護世帯、DV被害者世帯、犯罪等被害者世帯		○	○	
独立して生計を営む者			○	

※1 裁量世帯：一般世帯の所得基準は月額158,000円以下ですが、裁量世帯は月額214,000円以下と収入基準が優遇されます。

※2 優先入居：抽選のくじを2回引くことができます。

※3 単身入居：単身で入居申込ができます。(2DKYのタイプ及び社団地のみ)

※4 減免対象：収入基準が第1階層の場合は、申請により、世帯の区分に応じた家賃の減免ができます。なお、低収入又は疾病や災害に伴う減免制度(世帯の区分以外の理由による家賃減免)もあります。

※5 多子世帯とは 18 歳未満の子どもが3人以上同居する世帯をいいます。

○心身障がい者又は犯罪等被害者の単身入居は、申込みに当たり別途手続きがありますのでご相談ください。

申込み手続き書類

【★は全ての方が必要です。☆は該当する場合に必要です。】

★ 県営住宅入居申込書

★ 世帯全員の住民票 住民票は続柄を省略しないでください。(※発行後3か月以内のもの)
(令和8年 12 月末までの婚姻予定者：婚約証明書、婚約者等の戸籍謄本)

★ 所得を証する書類：①令和7年分の所得証明書(15歳以上(中学生を除く)の者全員分)
(令和8年度証明になります) (※発行後3か月以内のもの)

②その他

- ・転退職があった場合：給与証明書、退職証明書、雇用保険受給資格者証(写)
- ・精神障がい、知的障がい等で単身入居を申込みする場合：別に定める申立書及び支援計画書

☆ 優先入居又は単身入居の要件を証する書類(代表的な例)

身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者のいる世帯	障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳
母子世帯	福祉事務所長等の母子証明書又は戸籍謄本(※発行後3か月以内のもの)
父子世帯	戸籍謄本(※発行後3か月以内のもの)
生活保護世帯	保護決定通知書
単身入居の申込者	戸籍謄本(原本)(※発行後3か月以内のもの)

※ この手続きに伴う個人情報の収集は、県営住宅入居資格の審査及び入居許可を目的とするものです。

入居許可を受ける者を除いては(申込みを辞退する者を含む)、上記の申込み手続き書類のうち、「県営住宅入居申込書」を除いて後日、返却します。

収入基準早見表

【参考資料】

総収入額による収入基準上限額

○ 所得のある人が1名で、特別控除該当者がいない場合

(単位:円)

同居者数		0人 (単身)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
一般階層	年額	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
	月額	247,333	292,666	332,999	372,666	412,333	451,999
裁量階層	年額	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999
	月額	323,999	363,666	402,999	442,666	482,333	521,999

※ 総収入額とは給与所得者の場合、源泉徴収票の「支払金額」欄記載の金額のことです。

総所得額による収入基準上限額

○ 所得のある人が複数の場合などで、特別控除該当者がいない場合

(単位:円)

同居者数		0人 (単身)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
一般階層	年額	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
	月額	158,000					
裁量階層	年額	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000
	月額	214,000					

※ 総所得額とは給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与控除後の金額」欄記載の金額のことです。